

平成26年度

東白川簡易水道水質検査等計画書

東白川村

水道法の改正により、新しい水質基準が平成16年4月1日に施行されました。これに基づき水質検査の適正化と透明性を確保するため、毎事業年度の開始前までに水質検査計画を策定し、水道の需要者の方に公表することとします。

■ 水質検査計画とは

水道検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであります。水質検査は、水質基準の適合状況を把握するために不可欠であり、水道事業者ごとに水源の種別、浄水施設、送・配水施設での水質状況等を踏まえ、状況に応じて合理的に検査項目、検査頻度を定め、策定した水質検査計画に従い、水質検査を実施し、その結果を需要者の方に情報提供することとされています。

～ 水質検査計画の内容 ～

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 採水（検査）地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性の保証について
10. 関係者との連帯について

1. 基本方針

安全で衛生かつ安定な水道水を供給するために、水道水質検査の適正化かつ透明性の確保に水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

- (1) 検査地点は、大明神水源系、曲坂水源系それぞれ1箇所設け村内2箇所において水道法の水質基準が適用される給水栓（蛇口）にて行います。
 - (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。
 - (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表を参照とする。
 - ・省略不可項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度である。
- (水道法施行規則第15条第1項第3号-イ)
- (4) 毎日水質検査は、村内2箇所の給水栓（蛇口）で、水道法に基づき、色・濁り及び残留塩素の検査を実施。かつ記録、保存をする。
- (水道法20条第1項、水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)
- (5) 水道中のクリプトスピリジウムの指針について
「水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスピリジウム指標菌検査かつクリプトスピリジウム原虫検査等適切な検査計画策定する。

(健水発0330005号)

(6) その他

水道従事者の定期健康診断は、おおむね6ヶ月ごとに、病原体がし尿は排泄される感染症の患者（病原体の保菌者を含む）の有無に関する実施する。

（水道法21条、水道法施行規則第16条第1項）

2. 水道事業の概要

東白川簡易水道事業は、平成4年度から平成9年度まで新設事業で大明神水源系を整備し、平成10年度から平成15年度まで区域拡張事業で曲坂水源系を整備しました。この2系統により『安全で安心な水』の安定供給に努めています。

(1) 大明神水源系

大明神浄水場から約400m上流の取水堰で、計画取水量878.8m³/日で取水し、自然流下で浄水場内の前処理機を経て、緩速ろ過池へ送られます。その後浄水場内で塩素消毒を行い自然流下で配水池へ揚水し給水します。

(2) 曲坂水源系

曲坂浄水場から約1km上流の取水堰で、計画取水量396.0m³/日で取水し、自然流下で浄水場内の前処理機を経て、緩速ろ過池へ送られます。その後浄水場内で塩素消毒を行い自然流下で第1配水池へ揚水し給水します。

〈給水状況〉

	東白川簡易水道事業	
	大明神水源系	曲坂水源系
給水区域	大明神・黒渕・栃山 日向・陰地・曲坂下 中通下・上親田・ 下親田・平	曲坂上・中通上・神付 平(一部)・加舎尾・中谷 西洞・大口・柏本・下野 宮代・大沢・久須見
給水人口	1,456人	1,049人
普及率	96.0%	99.8%
給水戸数	514戸	351戸
計画1日最大給水量	732.3m ³	330.0m ³
1日最大給水量	707.0m ³	287.0m ³
1日平均給水量	530.3m ³	184.7m ³

※計画1日最大給水量以外の数値は平成25年度末の実績です。

〈浄水施設の概要〉

		東白川簡易水道事業	
		大明神浄水場	曲坂浄水場
所在地		越原2575-2	越原329-5
原水の種類		表流水	表流水
処理能力 $m^3/日$	標準	450.0 m^3	200.0 m^3
	最大	732.3 m^3	330.0 m^3
沈殿池		普通沈殿池	普通沈殿池
ろ過池		砂ろ過単層	砂ろ過単層
浄水処理方法		緩速ろ過	緩速ろ過

3. 原水及び浄水の水質状況

		東白川簡易水道事業	
		大明神水源系	曲坂水源系
原水の汚染要因		降雨等による濁水発生	降雨等による濁水発生
浄水の水質状況		これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上注目すべき項目		濁度 臭気 pH値 クリプトスボリジウム	濁度 臭気 pH値 クリプトスボリジウム
浄水場における浄水処理過程で特に注意すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> 降雨による高濁度が続く時は、機器施設が良好に機能するよう薬品等の適正注入に努める。 取水口の河川状況を毎日注意深く監視し、状況に応じて取水口付近の藻類やごみ類を除去し、常に良好な環境状態を保つようにする。 	

4. 採水（検査）地点

（原水）

原水の採水場所は、大明神浄水場と曲坂浄水場にて行い、原水全項目検査（40項目）は年1回、クリプトスボリジウム指標菌検査は年4回実施します。

（浄水）

浄水の採水場所は、大明神水源系で役場給水栓、曲坂水源系で大沢集会所給水栓で行い、浄水全項目（51項目）は年1回、省略不可項目（30項目）は年3回、省略不可項目（9項目）は年8回、アルミニウム、ホウ素、非イオン界面活性剤は年3回実施します。

5. 水質検査項目と検査頻度

（1）毎日検査

下記の村内2箇所の給水栓（蛇口）で、水道法に基づき、色・濁り及び残留塩素の検査を実施。月末に報告書を提出し記録、保存します。

水 源	水 系	毎 日 検 査 場 所
大明神	大明神	東白川村神土平地内 Y宅
曲 坂	曲 坂	東白川村五加大沢地内 I 宅

（2）週2回検査

役場職員による浄水場の点検を週2回実施し、全ての機器、施設及び数値を確認して報告用紙を記録、保存します。

（3）水質基準項目の検査

水質基準項目の検査項目及び水質基準項目の検査頻度は別表1及び別表2のとおり行います。

（1）1ヶ月に1回の検査項目

下記の9項目については1ヶ月に1回の検査を行います。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1. 一般細菌 | 2. 大腸菌 |
| 3 7. 塩化物イオン | 4 5. 有機物（全有機炭素（T O C）の量） |
| 4 6. pH値 | 4 7. 味 |
| 4 8. 臭気 | 4 9. 色度 |
| 5 0. 濁度 | |

（2）概ね3ヶ月に1回の検査項目

概ね3ヶ月に1回以上検査する項目は下記の19項目です。

- | | |
|-------------------|--|
| 5. カドミウム及びその化合物 | 9. シアン化物イオン及び塩化シアン |
| 10. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 12. ホウ素及びその化合物 |
| 14. 1・4-ジオキサン | 15. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン |
| 18. トリクロロエチレン | 20. 塩素酸 |

21. クロロ酢酸	22. クロロホルム
23. ジクロロ酢酸	24. ジブロモクロロメタン
25. 臭素酸	26. 総トリハロメタン
27. トリクロロ酢酸	28. ブロモジクロロメタン
29. ブロモホルム	30. ホルムアルデヒド
32. アルミニウム及びその化合物	43. 非イオン界面活性剤

(3) 概ね 1 年に 1 回の検査項目

上記以外の項目を除く 23 項目については、過去の検出状況から判断し年 1 回検査を行います。

4. 水銀及びその化合物	5. セレン及びその化合物
6. 鉛及びその化合物	7. ヒ素及びその化合物
8. 六価クロム化合物	10. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
11. フッ素及びその化合物	13. 四塩化炭素
16. ジクロロメタン	17. テトラクロロエチレン
18. トリクロロエチレン	19. ベンゼン
31. 亜鉛及びその化合物	33. 鉄及びその化合物
34. 銅及びその化合物	35. ナトリウム及びその化合物
36. マンガン及びその化合物	38. カルシウム、マグネシウム等
39. 蒸発残留物	40. 陰イオン界面活性剤
41. ジエオスミン	42. 2-メチルイソボルネオール
44. フェノール類	

(4) 净水全項目検査（水質基準項目 51 項目）は年 1 回実施します。

(5) 原水全項目検査（消毒副生成物を除く）40 項目は年 1 回実施します。

(6) クリプトスパリジウム指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査は 3 ヶ月に 1 回実施します。

(7) 腸内細菌検査（検便）は年 2 回実施します。

6. 水質検査方法操作

水質検査項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく、告示（平成15年厚生労働省令第261号）に示された検査方法により行います。

なお、水質検査は水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関へ全て委託します。

平成26年度の水質検査委託先は、(株)総合保健センターにて行います。

また、毎日検査は水質点検委託者2名と役場職員で行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及び水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 净水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事をしたとき。
- (6) その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

なお、検査項目はそれぞれの事態に応じ、水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し実施します。

また、検体については水道担当職員が採取し、委託検査機関へ渡し、適切に検査を依頼します

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度開始前に作成し、需要者の方の意見を参考にし、よりよい計画を策定し、ホームページで公表します。

水質検査計画に基づき実施した水質検査の結果は、水質基準の適合状況を含めホームページに掲載公表します。

また、需要者からの質問、意見等は、電子メールや村民課環境係で受付等の対応をいたします。

また、結果報告は1年間として次年度の検査結果が出た段階で新しい結果に差替えます。

東白川村ホームページ (<http://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/>)

9. 水質検査の精度と信頼性の保証について

本村では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意します。

また、委託検査機関には、内部・外部精度管理を実施させ良好な検査結果であることを確認します。

精度検査の確認は、検査機関から提出される精度管理調査報告書等にて確認する。

10. 関係機関との連帯について

- (1) 水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。
また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。
なお、その際必要に応じ、中濃保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。
- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関及び中濃保健所等と連帯を図り実施します。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、中濃保健所、中濃振興局環境課及び村関係機関に情報提供するとともに、必要な浄水処理等を行います。

お問い合わせ先
東白川村 村民課 環境係
〒509-1392
住所:岐阜県加茂郡東白川村神土548
TEL:0574-78-3111
FAX:0574-78-3099